

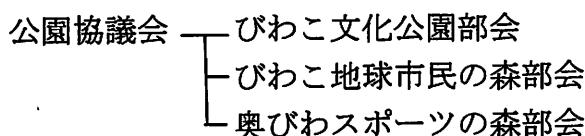
民間活力による都市公園の活性化（公園協議会）について

平成 29 年(2017 年)の都市公園法改正により、新たに創設された協議会の設置制度（法第 17 条の 2）に基づき、県営都市公園の利用者の利便の向上を図ることを目的として、滋賀県公園緑地検討協議会（以下、「公園協議会」という。）を設置しました。

今年度の公園協議会の概要と今後の予定を報告します。

1 公園協議会の概要

1-1 組織



1-2 協議内容

民間活力導入に向けての取組方針、公園マネジメント方針および活動運営方針など

1-3 委員構成 ※公園管理者および公園管理者が必要と認める者で構成

公園協議会：公園管理者、関係行政機関、関係地方公共団体、商工関係団体、
観光関係団体、学識経験者

各 部 会：上記各団体等に加え活動関係団体、指定管理者、
自治会（びわこ地球市民の森部会のみ）

2 開催状況（平成 30 年度）

	第 1 回	第 2 回	主な意見
公園協議会	11/27	3/20 (予定)	・公園をどのように活性するのかその方向性はぶれないようにすべきである。 ・観光客の誘致や消費活動が盛んに行われることに期待する。
びわこ文化公園部会	12/25	2/21	・公園施設間および近隣施設の連携の充実も図っていく必要があるのではないか。 ・エリアごとの特徴を活かすこと、滞在時間を長くする取り組みを検討してはどうか。
びわこ地球市民の森部会	12/20	2/20	・森づくりは途中段階である。当初のコンセプトも確認しながら活性化を検討されたい。 ・ビワイチ参加者や市街地への導入拠点としての活性化を望む。
奥びわスポーツの森部会	12/21	2/18	・公園名のとおりスポーツに特化した施設の充実が良いのではないか。 ・湖北の観光拠点として有効活用されたい。

3 意見を踏まえた議論の方向性

① 公園協議会

今後の県営都市公園の活性化、整備・維持管理方針について各部会の状況も参考にしながら、意見交換していく。

② びわこ文化公園部会

芸術、教養の文化施設群を包含し日本庭園や茶室を配置した落ち着いた趣のある都市公園として、繁忙期はもちろん、閑散期や夜間の利活用も含め、長く滞在したくなる飲食施設設置などの活性化方法について意見交換していく。

③ びわこ地球市民の森部会

「豊かな森」の再生と生態系の復元を目指した森づくりの推進を基本として、公園利用者、地元住民、ビワイチ参加者などの多様なニーズに対応した公園機能について、各ゾーンのコンセプトを尊重しながら自然学習のできる滞在施設や売店などの充実方策を意見交換していく。

④ 奥びわスポーツの森部会

湖北地域のスポーツとレクリエーションの広域的な拠点として「スポーツ」に特化した強みを活かした施設の充実を図ることや、湖北地域の重要な観光拠点として、地域産業資源※の認定も受けていることを活かした既存施設の活用方法について意見交換していく。

※中小企業地域資源活用促進法により都道府県が指定する。滋賀県では、市町、商工会、商工会議所等の推薦により、①農林水産物②鉱工業品③観光の3分類で指定を行っている。指定を受けると指定された地域資源を活用し、新商品、新サービスの開発・販売等を総合的な支援を受けることができる。

⑤ 各部会共通事項

公園運営として、条例において禁止事項としている火気の使用や車両の通行に係る区域指定、樹木の管理および各公園独自の課題（ノーリードなど）への対応について意見交換していく。

4 今後の予定

2019年度協議会開催予定

公園協議会 : 年3回程度（春、夏、冬）

各部会 : 年4回程度（春、夏、秋、冬）

【参考】公募設置管理制度（P-PFI）の活用スケジュールについて

3の方向性のもと、各々の公園における施設の要望などを整理し、事業発案時マーケットサウンディングを行った上で、更に公園協議会での意見交換を経て、下記の通り進めていく

2019年度・・・方針の整理 ⇔ マーケットサウンディング（事業検討時）

⇒ 公募設置等指針（案）の策定

2020年度・・・指針の公表（公募） ⇔ 選定